

⇩ 相続があった場合の消費税の取扱い

Q : 私は、昨年父の死去に伴い、父が営んでいた個人事業を引き継ぎました。消費税の取扱いはどのようになりますか？

A : 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える被相続人の事業を承継したときは、引き継いだ後の期間については、課税事業者となります。

【解説】

消費税の納税義務に該当するかどうかの判定は、①その年において相続があった場合と、②その年の前年又は前々年に相続があった場合とでその方法が違ってきます。

もちろん、相続人がもともと課税事業者であったという場合は、当然、相続後も課税事業者となりますので、ここでは相続人が免税事業者であるという前提で話しをします。

①の場合は、被相続人のその年の基準期間(その年の2年前)における課税売上高が1,000万円を超えるかどうかで判定され、超えているときは、相続があった日の翌日から年末までの期間については、消費税の課税事業者となります。

一方、②の場合には、被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高と、その基準期間における被相続人の課税売上高との合計が1,000万円を超えるかどうかで判定され、1,000万円を超えるときは課税事業者となります。

なお、平成17、18年度についての②についての判定については、課税売上高が3,000万円となっていますので注意してください。

